

に、  
南廣岡村百姓地請込被爲成、御家禮衆之家を  
被成候而御座候家數之覺

- 一、壹軒 嶋川次右衛門殿
- 一、壹軒 山川九右衛門殿

〆 貳軒

梅野四郎右衛門様御請込地

- 一、壹軒 木村金左衛門殿
- 一、壹軒 谷村與右衛門殿

〆 貳軒

右之通御請込に被爲成、則御主人様より私方に御證文被  
成被下候に付而、帳面に除申候。以上。

寛文五年四月十八日

南廣岡村肝煎

吉兵衛

林 十左衛門様

橋本治部左衛門様

右の如く記載し、延寶の金澤圖に長九郎左衛門請地とあり  
て、寛文十一年に長氏の舊領を召上げられるに依りて、  
家士残らず能登より金澤へ引越に付き、下邸に居餘りたる

者共を置く爲に、南廣岡の村地をば請地になし、新たに居  
住せしめたるゆゑ、あら屋敷と稱し、或は新家中とも呼び  
たるなるべし。元祿十四年の郷村名義抄に、越中國礪波郡  
新屋敷村、昔年深江村より出村致すに付、新屋敷村と唱申。  
とあり。是と同じ。然るに、明治廢藩の際、長大隅守の稱  
號に據りて、大隅町と町名を建てたりといへども、今も世  
人はあら屋敷或は新家中と呼べり。

○深美下邸跡

延寶の金澤圖に左の如くに描き、深美下屋敷を町端の如く  
圖したり。改作所舊記に載せたる延寶四年の地子地調書  
に、宮腰口深美右京下屋敷之後近所。など、記載せり。此の  
地はそのかみ南廣岡の村地を引揚げ、下邸に賜はりたるも  
の也。深美氏の傳説に云ふ。寛文元年召抱えられ、宮腰口  
の縮り方として、此の地に居邸を賜はり、爰に家屋を建て  
居住ありしかど、後今云ふ柴町の邸地を賜はり、舊邸は下  
屋敷と成れり。故に本邸の時の長屋をば後々迄残せりと云  
傳ふと。然るに廢藩の際、彼の長屋を毀ち、下邸の名稱を  
廢し、更に町名を深見町としたれど、後追々家屋を毀ち、

今は悉く田畠と成り、僅に一戸残れるのみ。

○前田近江守下邸跡

俗に土佐家中と呼べり。此の下邸は後に賜はりたるもの  
也。十二冊定書普請會所の部に載せたる亥十二月十一日付  
前田對馬等連名の書付に、前田三左衛門殿下屋敷泉水・築  
山有之處、并貳拾四・五間四方之屋敷、右貳ヶ所被下候條  
被相渡、其外は上り候間、請取可被申。とあり。右は萬治  
二年なるべし。但し右下邸は、延寶の金澤圖に載せたる三  
社町の下邸なり。延寶の後三社の下邸を召上げられ、更に  
宮腰口町端にて賜はりたるもの也。廢藩の際下邸の名稱を  
廢し、更に醒井町と町名を建てたりしかど、追々家屋を毀  
ち田畠となし、今は僅に一戸残れるのみ。

○長田弓町

俗に長田の組と呼べり。此の地は長田町の裏にて、舊藩中  
は持弓組輕卒の組地なり。故に長田弓町と呼べり。組地を  
初て取究めたる時、組頭より願書に、

覺

一、宮腰口深美右京下屋敷際より

